

平成30年5月25日

## 第47回運営推進会議資料

医療法人社団柏信会  
グループホーム「櫻」

## 第47回運営推進会議次第

平成30年 5月25日(金)

14:00～15:00

於：グループホーム「櫻」

1 開会挨拶

2 理事長挨拶

3 議案等

(1) 身体拘束等適正化委員会（仮称）の設置等について

ア 運営推進会議内に身体拘束適正化委員会（仮称）設ける件

イ 委員会の名称に関する件

案：高齢者虐待防止委員会   ：身体拘束適性化委員会   ：その他

ウ 運営推進会議要綱の一部改正の件

(2) 報告事項

ア 入居者の現況及び活動状況について

イ 平成30年度介護職員資質向上のための実施計画について

ウ 介護報酬改定に伴う「櫻」への影響について

## 平成30年度介護職員資質向上のための実施計画

研修テーマ及び会場	対象者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	摘要	
事故事例への対応	全職員	← 事例発生時及び必要の都度実施 →													
基本的接遇マナーの理解と実践	全職員	← 新人採用・派遣受入時等及び機会教育を実施 →													
介護主任の役割とリーダーシップ	介護主任	← 機会教育及び必要の都度(管理者及び事務長が担当) →										次年度役務分担:教育	面談方式		
各種講習会(勉強会)	全職員	← 機会教育及び講習会等の参加:必要の都度 →													
感染症への理解	全職員			感冒/ノロウイルス対策				感冒/ノロウイルス対策							
ミーティング・ケース検討会	全職員	各ユニット合同実施	各ユニット毎1回実施	各ユニット毎1回実施	各ユニット毎1回実施	各ユニット毎1回実施	各ユニット毎1回実施	各ユニット合同実施	各ユニット毎1回実施	各ユニット毎1回実施	各ユニット毎1回実施	各ユニット毎1回実施	各ユニット毎1回実施		
管理業務の向上	管理者(介護主任)	← その都度必要に応じ個人の機会教育等を実施(施設代表が担当) →													
基本的な防火・災害対策と応用	全職員			○						○					
運営方針の徹底・確認(個人面談方式含)	全職員					←	運営方針の確認・接遇・虐待防止等			→					
機会教育の実施(対・個人)	全職員	← その都度必要に応じ個人教育を実施 →						高齢者虐待自己分析	接遇に関する自己分析			外部評価査察の対心構			
返業地区同業種間のコミュニケーションの醸成	管理者(介護主任)			○				○			○			○	
その他必要な研修等に参加	自己啓発:実習生教育担当	管理者:主任	← 三幸福祉カレッジの計画(依頼)による →												
	リーダーシップ強化実践講座	介護主任		振興会セミナー ルーム(22)											
	認知症ケアと介護技術	介護職員		ウイリング 横浜(29)											
	高齢者の転倒骨折予防	介護副主任				ウイリング 横浜(4)									
	「全介助」の介護技術	介護副主任				ウイリング 横浜(25)									
	管理職・リーダーのための指導力養成講座								ウイリング 横浜(10)						
	介護記録の書き方講座									ウイリング 横浜(7)					
	腰痛予防・改善のための運動プログラム									ウイリング 横浜(20)					
	介護トラブルによる事故後のクレーム対応													振興会セミナー ルーム(20)	

# 認知症対応型共同生活介護

## (改定事項)

- ① 入居者の医療ニーズへの対応
- ② 入居者の入退院支援の取り組み
- ③ 口腔衛生管理の充実
- ④ 栄養改善の取り組みの推進
- ⑤ 短期利用認知症対応型共同生活介護要件の見直し
- ⑥ 生活機能向上連携加算の創設
- ⑦ 身体拘束等の適正化
- ⑧ 運営推進会議の開催方法の緩和
- ⑨ 代表交代時の開設者研修の取扱い
- ⑩ 介護職員処遇改善加算の見直し

## 平成 30 年度介護保険改定における「櫻」との関連性

### ① 入居者の入院支援の取り組み

ア 入院後 3 ヶ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ態勢を整えている場合には、1 月に 6 日を限度として一定単位の基本報酬の算定を認めることとする。

イ 医療機関に 1 ヶ月以上入院した後、退院して再入居する場合も初期加算の算定を認めることとする。

#### 単位数

	【現行】	【改定後】
ア	無し	新設 246 単位/日
イ	30 日まで	30 日過ぎても初期加算算定

### ② 身体的拘束の適性化

身体拘束等の適性化廃止減算 10%日減算（新設）

#### 要件

- ・身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- ・身体拘束等の適性化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- ・身体拘束等の適性化のための指針を整備すること
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適性化のための研修を定期的を実施すること

### ③ 地域加算

逗子市（4 級地）

	【現行】	【改定後】
	10%	12%